(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2 年 5月 19日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市荒井町新浜二丁目1番1号

氏名 三菱日立パワーシステムズ株式会社高砂工場 常務執行役員高砂工場長 東澤 隆司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-445-6155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	: (カ	名	称	三菱日立パワーシステムズ株式会社 高砂工場
事	業	場	の	所	在	地	兵庫県高砂市荒井町新浜二丁目1番1号
計		画		期		間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
当該	を事業	き場に	こおり	いて	現に	行。	っている事業に関する事項 別紙1、2のとおり
	①事	業の)種類	須			
	②事	業の	規模	莫			
	3従	業員	数				
		産業廃し理の			一連		

产当		管理体制に関する事項	別紙1,2の。	 レおり
	(管理体制図)		/J'J /JUL I ,	_ 00 /
	(日本中間四/			
産業	養廃棄物の排出の抑制	に関する事項	別紙1,2の	とおり
		【前年度(令和 年度))実績】	
		産業廃棄物の種類		
		排出量	t	t
				· ·
	①現状	(これまでに実施した取締	组)	
		 【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		排出量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取締	组)	
正当 (本)	<u> </u> 	<u> </u> -ス東佰	 別紙1,2の。	 トおり
		(分別している産業廃棄物		
		(分別している座来廃来1	的v为重想及U·为加(C医),	(2) 4X小口)
	①現状			
		(今後分別する予定の産業	 	 に関する取組)
		() () () () ()		, pg / g /pm=/
	②計画			

う行う産業廃棄	物の再生利用に関する事項	別紙1,2のとおり	
	【前年度(令和 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う		
	産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
 >行う産業廃棄	物の中間処理に関する事項	 別紙1, 2のとおり	
	【前年度(令和 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)	•	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する	t	+
②計画	産業廃棄物の量	l l	t
	(今後実施する予定の取組)		

自员	っ行う産業廃棄物の埋	単立処分又は海洋投入処分	・に関する事項 別紙 1	, 2のとおり
		【前年度(令和 年度	医)実績 】	
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取	組)	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取	[組]	
李光		()ヶ間	別紙1, 2の	L +\ 11
生力		1	<u> </u>	_ n y
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取	z組)	

(第5面)

		5 面)	
	【目標】	別紙1,2のと	こおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取	組)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入するこ 3 と。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するま での一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中 |間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理 を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量 を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置 者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者へ の焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量 について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類 が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内 容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記 入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書) 現状:前年度(令和 元 年度)実績量 計画:今年度(令和 2 年度)計画量

	計画	<u> </u>	F度(令	和 2	年度)	計画量												単位:トン	/年	
	排出抑制に関する事 自ら行う再生利 項 関する事項				自ら	行う中間処	理に関する	事項	自ら行う均 に関す	目立処分等 る事項	処理委託に関する事項									
	排出(前年度実	_	産業廃3 (前年度実	利用を行う 集物の量 線値の②	自ら熱回 産業廃事 (前年度実	そ 物の量	減量する	処理により 産業廃棄 D量 績値の⑦)	産業廃3 (前年度実	処分を行う 棄物の量	全処理(前年度実		優良認定 へ 処理 (前年度実	の 委託量	処理	業者への 委託量 (積値の①)	認定熱回 の 処理 (前年度実) 託量	認定熱回 外の熱回 者への処 (前年度実	収を行う業 理委託量
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0200汚泥	82	82	0	0	0	0	0	0	0	0	82	82	2	2	82	82	0	0	0	0
0300廃油	384	380	0	0	0	0	0	0	0	0	384	380	77	77	353	349	0	0	0	0
0400廃酸	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
0500廃アルカリ	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	0	0	0	0
0600廃プラスチック類	137	135	0	0	0	0	0	0	0	0	137	135	79	79	128	127	0	0	0	0
0700紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0800木くず	727	719	0	0	0	0	0	0	0	0	727	719	0	0	727	719	0	0	0	0
0900繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1000動植物性残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1100ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1200金属くず	257	254	0	0	0	0	0	0	0	0	257	254	0	0	255	252	0	0	0	0
1300ガラスくず、コンクリートくず及 び陶磁器くず	38	45	0	0	0	0	0	0	0	0	38	45	1	1	38	45	0	7	0	0
1400鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1500がれき類	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
1600動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1700動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1800ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1, 633	1, 625	0	0	0	0	0	0	0	0	1, 633	1, 625	168	167	1, 590	1, 582	0	7	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	2512 蒸気機関、タービン、水力タービン製造業
②事業の規模	製品売上高 296,580百万円
③従業員数	令和2年4月現在 3,464名
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	廃棄物はあらゆる工程で発生しており、概略については別紙に示す。 【別紙4-1】 生産工程図 【別紙4-2】 廃棄物処理フロー図

- 2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等,別紙を参照)
 - ①環境保全に係る組織

高砂工場副工場長を委員長とする環境委員会を組織し、環境に関する事項の協議の場としている他、特定の 事項等については環境問題検討専門部会を都度設置し、その解決、改善策の立案検討を実施している。

②管理体制図

【別紙3】の通り

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<u> </u>	41.04. 24.7 = 4.21
①現状	(これまでに実施した取組) 埋立て処分の委託を取止め、燃料化、原材料化等が可能な中間処理業者と委託契約を締結し、減量化を図っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状の中間処理業者への委託を継続して行くが、更に優れた処理方法がないか継続して調査を行うこととし、特に地球温暖化問題等、環境負荷の少ない処理方法への変更も視野に入れ、検討を行う。 また、特に排出量の多い項目については再利用や代替化の可否等について個別に検討を行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内の保管場所において、紙くず、廃プラ、ガラスくず、木くず、廃油等について、エリアを 設けて保管している。また、個別で蛍光灯、砥石くず、OA機器を保管する場所も設けている。
②計画	(今後,分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通りの活動を継続する他、構内従業員に対する分別の重要性に係る教育を行い徹底を図る。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。 ・自ら再生利用した産業廃棄物はない。従って実績量なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。 ・自ら再生利用する予定は現在のところなく、従って計画量なし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

- 2 14 7 /== /14/2017 (* 1) 4	日ラロク圧水ル水内の下間で生に内ケッチス						
①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。 ・自ら行う中間処理はない。従って実績量なし。						
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。 ・自ら中間処理は実施しておらず、今後の予定もない。従って計画量なし。						

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

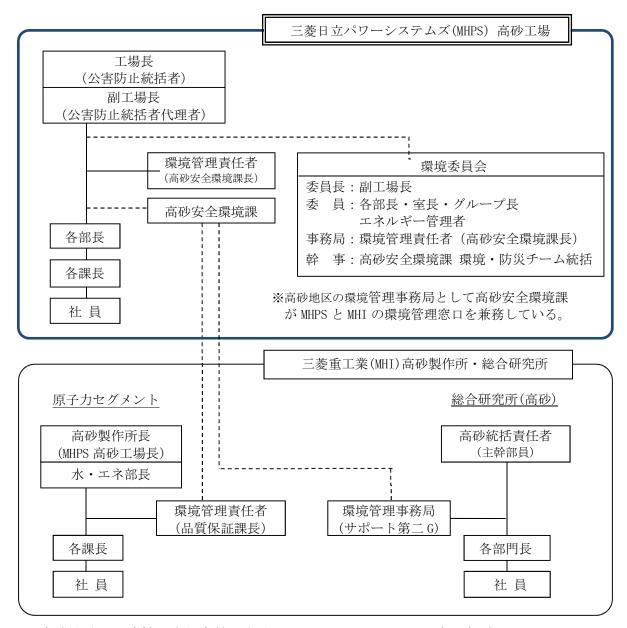
①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。 ・自ら行う埋立処分及び海洋投入処分は実施していない。従って実績量なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。 ・自ら埋立処分及び海洋投入処分は今後も実施しない。従って計画量なし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 埋立て処分の委託を取止め、燃料化、原材料化等が可能な中間処理業者と委託契約を締結し、減量化を行っている。 *石綿含有製品廃棄物は管理型埋立て処分*
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状の中間処理業者への委託を継続して行くが、更に優れた処理方法がないか継続して調査を行うこととし、特に地球温暖化問題等、環境負荷の少ない処理方法への変更も視野に入れ、検討を行う。 また、特に排出量の多い項目については再利用や代替化の可否等について個別に検討を行う。

(管理体制図)

三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場と三菱重工業(株)高砂製作所及び高砂地区総合研究所を併せて『高砂地区』として環境管理を行っている。(但し廃棄物は別管理)



*環境委員長、環境管理責任者等の名称は、ISO14001環境マネジメントシステムによる環境管理を実施する上での呼称である。

*職務分担

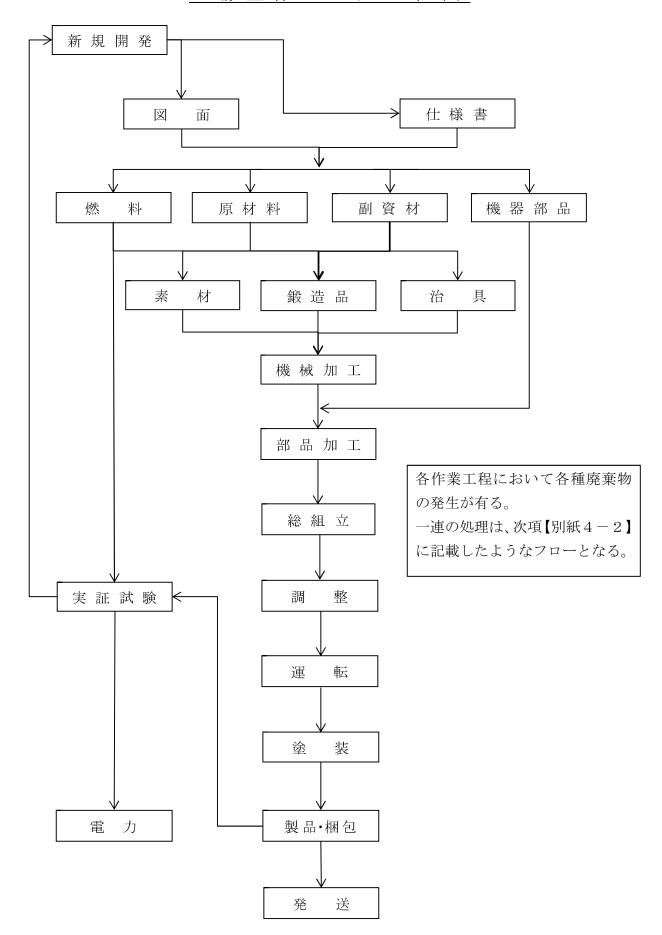
高砂安全環境課(MHI…管理グループを兼務)(環境法令全般に亘る地区取り纏め部署)

- ・廃棄物処理委託に係る契約手続き、引渡し、委託業者の処理状況確認
- ・廃棄物処理計画の策定、各部門間の調整、指示
- ・官辺への報告、手続き
- ・関係法令の周知、教育等の実施

各部門

・廃棄物の分別、所内保管場所への運搬

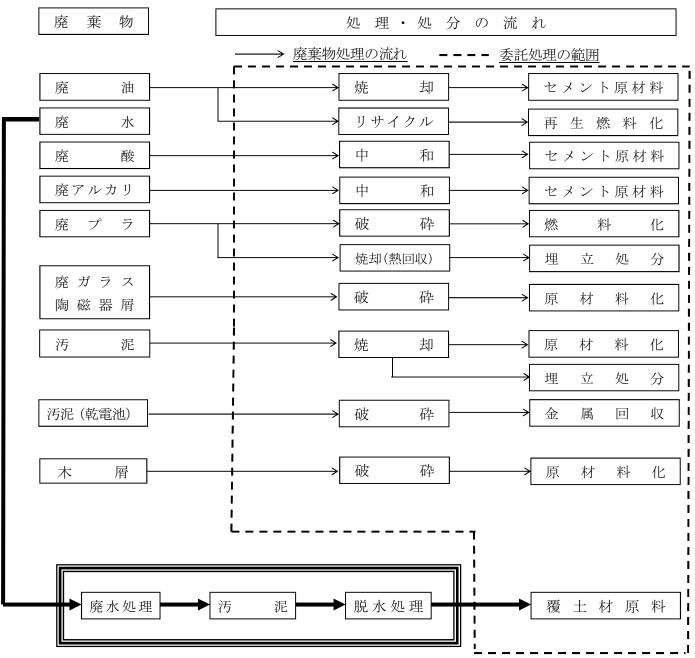
工場全体の生産工程図



廃棄物処理フロー図

① 発生源 廃棄物の種類は多岐にわたっており、一部を除いて特定の廃棄物が特定の工程のみで発生するのではなく、あらゆる工程で廃棄物の発生がある。

② 処理フロー 概略以下のとおりである。



【総合廃水処理場】